

平成28年度事業報告書

社会福祉法人大任町社会福祉協議会

1 事業の概要

平成28年度は、熊本地震により身近な問題として地域ぐるみの防災減災に強い関心がもたらされた一年であった。そのため、地域における連帯感の希薄化は、有事の際に必要な速やかなる行動の制約になりかねないことが大きく報じられた。

このような状況の中で本会として、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現のため団塊の世代が75歳以上になる、所謂2025年問題に向け、地域活動の再構築の準備とその対応のため、地域での日常生活支援と災害訓練や防犯活動等を通じて高齢者だけではなく、障がい者や子育て世代を巻き込んだ公助・共助・自助の力を強めるための工夫と居場所づくりが必要である。

2 事業の状況

(1) 法人の会務

イ 理事会の開催状況

平成28年度第1回理事会

(期 日) 平成28年5月18日

(場 所) 大任町役場 視聴覚室

(出席状況) 理事定数8名中6名出席、委任状提出理事1名、監事定数2名出席

議案番号	内 容
第 1 号	平成27年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会事業報告の承認を求めることについて
第 2 号	平成27年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会決算の承認を求めることについて
第 3 号	平成27年度福岡県共同募金会大任町支会事業報告の承認を求めることについて
第 4 号	平成27年度福岡県共同募金会大任町支会事務費決算の承認を求めることについて

平成28年度第2回理事会

(期 日) 平成28年12月9日

(場 所) 大任町役場 視聴覚室

(出席状況) 理事定数8名中5名出席、委任状提出理事1名、監事定数2名中1名出席

議案番号	内 容
第 5 号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会会长及び副会長の選任について
第 6 号	平成28年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会補正予算の承認を求めることについて

平成28年度第3回理事会

(期 日) 平成29年1月11日

(場 所) 大任町役場 視聴覚室

(出席状況) 理事定数8名中6名出席、監事定数2名中1名出席

議案番号	内 容
第 7 号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会定款の一部を改正する定款について

平成28年度第4回理事会

(期 日) 平成29年3月23日

(場 所) 大任町役場 視聴覚室

(出席状況) 理事定数8名中7名出席、監事定数2名中2名出席

議案番号	内 容
第 8 号	平成29年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会事業計画の同意を求めることについて
第 9 号	平成29年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会予算の同意を求めることについて
第10号	平成29年度福岡県共同募金会大任町支会事業計画の同意を求めることについて
第11号	平成29年度福岡県共同募金会大任町支会事務費予算の同意を求めることについて
第12号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会評議員選任解任委員会運営細則の制定について
第13号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会経理規程の制定について
第14号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会評議員候補者の推薦の同意を求めることについて

□ 評議員会の開催状況

平成28年度第1回評議員会

(期 日) 平成28年5月18日

(場 所) 大任町役場 視聴覚室

(出席状況) 評議員定数17名中10名出席、監事定数2名出席

議案番号	内 容
第 1 号	平成27年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会事業報告の承認を求めることについて
第 2 号	平成27年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会決算の承認を求めることについて

平成28年度第2回評議員会

(期 日) 平成28年12月9日

(場 所) 大任町役場 視聴覚室

(出席状況) 評議員定数17名中13名出席

議案番号	内 容
第 3 号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会理事及び監事の委嘱の同意を求めることについて

平成28年度第3回評議員会

(期　　日) 平成29年1月11日
(場　　所) 大任町役場 視聴覚室
(出席状況) 評議員定数17名中10名出席

議案番号	内 容
第 4 号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会定款の一部を改正する定款について

平成28年度第4回評議員会

(期　　日) 平成29年1月11日
(場　　所) 大任町役場 視聴覚室
(出席状況) 評議員定数17名中10名出席

議案番号	内 容
第 5 号	平成29年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会事業計画の同意を求めることについて
第 6 号	平成29年度社会福祉法人大任町社会福祉協議会予算の同意を求めることについて

ハ　評議員選任解任委員会の開催について

平成28年度第1回評議員選任解任委員会

(期　　日) 平成29年3月29日
(場　　所) 大任町老人福祉センター 会議室
(出席状況) 評議員選任解任委員定数3名中3名出席

議案番号	内 容
第 1 号	社会福祉法人大任町社会福祉協議会評議員の選任について

(2) 地域子育て支援センター

地域子育て支援の拠点として設置された地域子育て支援センターでは、親子のスキンシップを目的として乳児を対象とした「わかばちゃんDay」を年4回の24日開催し参加延べ156名、託児付で親子の思い出づくりができるように年10回の手作り講座「つくっCiao」に108名の参加があった。

また、火曜日から日曜日までの間、子育て親子の交流の場として施設を開放し、年間405名の利用があった。

さらに、教育課と連携して、通学合宿への協力や学校訪問等を行った。

そして、本事業を展開するにあたり、女性民生委員及び主任児童委員の協力を得て事業ミーティングを行い、情報の共有を図った。

(3) 配食サービス事業

毎週火曜日に実施している本事業は、大任町食生活改善推進員会のボランティア精神により支えられ、年48回、年2,158件、延べ2,380食を提供した。今後もより良い事業運営、地産地消の食事づくりを目指すとともに衛生管理等を徹底したいと考える。

(4) 共同募金

本年度も10月1日から12月末日までの間、「共同募金運動期間」と定められることから本会も共同募金に協力、募金活動については、行政区における戸別募金とし

て行政区長にお願いした。

本年度の目標額	595,000円
本年度の実績額	519,303円

平成28年度社会福祉協議会枠（B枠）配分金（406,400円）の使途については、下記のとおり。

事業名	金額	備考
高齢者福祉活動費	265,000円	配食サービス事業、ゲートボール大会費
障害児者福祉活動費	100,000円	配食サービス事業
児童・青少年福祉活動費	15,000円	福祉教材「ともに生きる」配布事業
住民全般福祉活動費	26,400円	花いっぱいボランティア事業

（5）葬祭祭壇貸付事業

平成28年度 4件

（6）ボランティア関係

社会福祉法第109条に基づき、共同募金配分金を主な財源として「大任町花いっぱい運動」を後押しするためボランティア活動の支援を行ってきた。

平成28年度は2回（5月15日・11月20日）の花植えを行い、町内外を問わず延べ900名以上の参加があった。

（7）心配ごと相談事業

毎週水曜日午前10時から行っている本事業は、民生委員・児童委員が主に相談員として相談に対応している。

7月6日は、鞍手町民生委員協議会からの事業視察、9月7日に警察2名が加わった合同相談を実施した。

本年度の相談件数は、2件で金銭トラブルについてであった。

（8）総合福祉センター等事業

総合福祉センターのホール及び研修室の利用状況については、年間7,019名（内ホール6,680名・研修室339名）で前年度比1,657名の減少であった。

なかでも、ホール利用人数が1,406名の減少であったことが大きな原因である。

一方、図書室の利用状況について入館者数5,959名と横ばいであったが図書資料貸出件数10,241件（1,485件増）で男性よりも女性利用者が多く、あわせて女性1名当たり貸出し数が増えている。

また、本により親しんで貰うように年2回の読書週間イベントを開催し、今後とも子育て支援センターと協働した事業の実施を図り、幼少期から家で本を読む「うち読」活動に寄与したいと考えている。

（9）コミュニティバス運営事業

本町のコミュニティバスは、町内18バス停を設置し、各バス停間を運行しながら田川伊田駅に向かうコミュニティバス（西鉄バス代替2台運行）、手を挙げて貰うなどの乗車意思を示して頂くと停車し、町内を巡回の後、添田駅に向うコミュニティバス（福祉バス1台運行）の2形態を採用している。

平成28年度の田川伊田駅に向かうコミュニティバス利用者数は、年62,796名（1日平均乗車172.04名）で乗降調査から小中高生、道の駅やスーパーの利用などが読み取れ、昨年度と同様の傾向が続いている。

一方、町内を巡回したあと添田駅に向かうコミュニティバス利用者数は、年2,868名（1日平均乗車10.86名）で同じく乗降調査の結果から道の駅や病院の利用者が乗車していることが読み取れ、これらも昨年度と同様の傾向である。

また、本年度は、梅田及び六本松バス停留所の整備を行った。

（10）地域包括支援センター

地域包括ケアシステム構築に向け、既存の団体である老人クラブ連合会3名、民生委員児童委員協議会4名と合同で生活支援ボランティア養成研修に参加し、今後とも協働連携を図りながら、障がい者や子育て家庭を含めた地域づくりの必要性と協力者の確保の重要性を感じた。

本年度の年間ケアプラン作成数は1,578件、介護予防支援事業収入は、6,908,400円であった。

なお、総合支援・相談業務は55件で、高齢者虐待等を含む権利擁護業務の相談及び利用はなかった。

（11）指導監査結果

社会福祉法に基づき、平成29年2月8日福岡県田川保健福祉事務所による指導監査が行われ、指摘・指導事項及び是正・改善方法については、別紙のとおり報告する。

今後は、文書による指摘指導事項がないよう職員の指導を行った。

(別紙)

指導監査（実地監査）是正改善方法詳細

担当区分	指摘・指導事項		是正・改善方法
法人運営 (組織運営)	1	会長、副会長、常務理事が置かれていますので、職務権限を定款及び規程等で明確にしてください。	平成29年3月22日付け認可されました大任町社会福祉協議会定款で常務理事が業務執行理事であることを明確にしました。なお、規程（別紙①）制定につきましては、平成29年5月開催予定の理事会に上程いたします。
		社会福祉法人定款準則第5条 (備考) (4)	
法人運営 (組織運営)	2	定款施行細則における会長専決事項の中に「補正予算の収入及び支出とありますが、」定款本文で理事会の同意と評議員会議決が必要とされていますので、適正ではありません。会長専決事項から外してください。 法人社協モデル定款第12条 《解説》⑥	定款施行細則を見直すため細則（別紙②）につきましては、平成29年5月開催予定の理事会に上程いたします。
	3	役員が提出した結果事項申立書の暴力団関係者排除条項に記載がないものが多く見られます。受理時に記載内容の確認をしてください。	平成28年12月9日評議員会の委嘱の同意を得ました理事及び監事の就任承諾手続き書類のうち、新たに就任しました梶原弘和氏と渡邊千春氏に係る書類の中で暴力団関係者排除条項に記載がないものがあり、口頭指導がありました。今後は、役員及び評議員にかかる就任承諾書等関係書類の整備につきましては、より慎重に行い、記載漏れのないようにします。（別紙③）
会計	1	経理規程が旧会計基準に基づき作成されたままのものになつてないので、新会計基準に基づいた経理規程に変更して	平成29年3月23日の理事会において上程可決し、新会計基準に基づく経理規程に変更しました。

		ください。	
会 計	2	<p>ホームページの作成業務委託契約においては、委託契約額が100万円以上のため競争入札を行ってください。また、価格による随意契約においては、2社以上から見積を徴してください。それに適さない合理的な理由がある場合は、支払伺い書等に理由を明記してください。</p> <p>なお、100万円を超えない契約で契約書を省略する場合でも、特に軽微な場合を除き請書等を徴してください。</p> <p>社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成12年2月17日社援第7号）</p>	<p>ホームページ作成については、安全性の面から役場関係の事業者3社からの見積を徴し価格による比較を行い、最低価格者の日和通信と契約を締結しましたが消費税分を含む総額105万円となり、随意契約の範囲100万円を超えていました。今後は、このようなことのないようにいたします。</p> <p>また、取引するにあたり起案について、一般競争入札、指名競争入札なのか、又は随意契約なのか十分打合せをさせていただき、根拠となる法令等を明確にしたうえで対処いたします。</p>

(別紙①)

社会福祉法人大任町社会福祉協議会常務理事業務執行規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第18条第2項に規定する常務理事の業務執行について、定款第21条第2項の規定により定めるものとする。

(分担執行業務)

第2条 常務理事は、次の各号に掲げる業務について分担執行する。

- (1) 事務局長の指揮監督に関する事項
- (2) 役職員の県内旅行命令に関する事項
- (3) 会長及び副会長がともに不在のときの代決に関する事項
- (4) 会計責任者の指導監督に関する事項
- (5) 計算関係書類及び財産目録の監査の提出及び受理に関する事項
- (6) その他法人の運営の指導及び助言に関する事項

2 常務理事は、法人定款第21条第4項の規定に基づき、業務分担執行の状況について理事会に報告しなければならない。

(その他)

第3条 この規程に定めるものについて疑義が生じたときは、理事会で審議の上、決定する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(別紙②)

社会福祉法人大任町社会福祉協議会定款施行細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会（以下、「法人」という。）定款第12条第1項中のただし書きに規定にする「会長が専決することができる日常の業務」について、定款第35条の規定により定めるものとする。ただし、会長が法人運営に重大な影響があると判断した場合は、理事会に諮るものとする。

(専決事務)

第2条 会長は、次に掲げる業務について専決することができる。ただし、当該業務において、会長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。

- (1) この法人が制定する諸規程、規則及び要綱等の一部改正に関する事項
- (2) 事務局長の任免、その他重要な人事を除く職員の任免に関する事項
- (3) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事項
- (4) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分がこの法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められる事項
- (5) 設備資金の借入れに係る契約等であって、予算の範囲内のもの
- (6) 工事請負や物品購入等の契約のうち、この法人が定める経理規程（大任町社協規程第15号）の規定により、予定価格がその範囲を超えない、次のような軽微なもの
 - ① 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ② 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ③ 緊急を要する物品の購入等
- (7) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のためであって、予算範囲内の支出並びにこれらの処分
- (8) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (9) 予算上の予備費の支出に関する事項
- (10) 補正予算の収入及び支出に関する事項（削除。）
- (11) 利用者の日常の処遇に関する事項（第10号に繰上げる。）
- (12) 寄附金の受入れ及び雑収入に関する決定（第11号に繰上げる。）
- (13) その他、この法人が定める諸規程、規則、要綱等に規定する会長の权限において処理を行う事項（第12号に繰上げる。）

2 会長は、前項の規定により専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

(委 任)

第3条 この施行細則に定めるものほか必要な事項は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会処務規程（大任町社協規程第3号）に規定する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

(別紙③)

申立書

私は社会福祉法人大任町社会福祉協議会の理事・監事の就任に伴い、下記のとおり結核条項、親族等の特殊の関係及び暴力団関係者排除条項について申し立てます。

記

1 役員の結核条項該当事項（理事、監事の場合のみ）

- (1) 無
- (2) 有

2 社会福祉法人大任町社会福祉協議会役員、評議員における 6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族の状況

- (1) 無
- (2) 有 → (氏名) (関係))

3 裏面の 2 (イ) から (オ) までの関係のある者の状況

- (1) 無
- (2) 有 → (氏名) (関係))

4 暴力団関係者排除条項該当事項

- (1) 無
- (2) 有

社会福祉法人大任町社会福祉協議会会长 殿

平成 年 月 日

氏名

印（実印）